

社会福祉法人幸輝会 役員名簿（理事・監事）

〔定数〕 理事 6 名～8 名 監事 2 名～3 名

〔任期〕 令和 7 年 6 月 1 2 日～令和 9 年 6 月定時評議員会終結の時迄

No.	職 名	氏 名	職 業	当 該 理 由	欠 格 事 項	特殊関係 反社会勢力
1	理事長	國富 隆夫	幸輝会理事長 国府市場事業所副施設長	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 社会福祉事業の経営に関する 識見を有する者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
2	理 事	田原 可道	法人事務局長 幸輝園副施設長	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 当該施設の管理者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
3	理 事	橋野 耕一	塩手荘施設長 勝北事業所管理者	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 当該施設の管理者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
4	理 事	岡田 真	さつき園施設長 乙多見事業所管理者	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 当該施設の管理者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
5	理 事	鷹取 房恵	みまさか園施設長 美作事業所管理者	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 当該施設の管理者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
6	理 事	吉田 茂美	幸輝園施設長 国府市場事業所管理者	社会福祉法第 4 4 条第 4 項 当該施設の管理者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
7	理 事	青山 憲子		社会福祉法第 4 4 条第 4 項 区域における福祉に関する実情 に通じている者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
8	理 事	石井三喜枝		社会福祉法第 4 4 条第 4 項 区域における福祉に関する実情 に通じている者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
1	監 事	五藤 榮一	税理士法人田中会計五藤事 務所	社会福祉法第 4 4 条第 5 項 財務管理について識見を有す る者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
2	監 事	磯島 恒平		社会福祉法第 4 4 条第 5 項 社会福祉事業について識見を 有する者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし
3	監 事	菊池 毅	有限会社 アール・エス・ エム取締役社長	社会福祉法第 4 4 条第 5 項 社会福祉事業について識見を 有する者	社会福祉法第 4 4 条第 1 項（同法第 4 0 条準用） 該当なし	該当なし

社会福祉法人幸輝会 評議員名簿

〔定数〕 評議員 8 名～ 1 2 名

〔任期〕 令和 7 年 6 月 1 2 日～令和 1 1 年 6 月 定時評議員会終結の時迄

No.	職 名	氏 名	職 業	当 該 理 由	欠 格 事 項	特殊関係 反社会勢力
1	評議員	道廣 義明	道広本店（株） 代表取締役	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
2	評議員	諸國眞太郎	諸國眞太郎クリニック 院長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
3	評議員	仙田 正俊	仙田整形外科医院 院長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
4	評議員	阿部 芳孝	アタラスト(株) 代表取締役	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
5	評議員	小倉 弘行	岡山県議会議員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
6	評議員	高山 学	社会福祉法人岡山幸風会 理事長	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
7	評議員	山下 昭二	美作市民生児童委員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
8	評議員	西岡 良和	彫刻家	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
5	評議員	岡田 直樹	後楽総合法律事務所 弁護士	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
6	評議員	山下 道德	関西高等学校職員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
7	評議員	橋本 拓治	岡山大学特任教授	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし
8	評議員	春名 利亮	美作市任期付職員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する（法第39条）	社会福祉法第 4 0 条 該当なし	該当なし